

台風 25 号による被災ごみについて

このたびの台風 25 号による大雨による被害について、お見舞い申し上げます。

大雨による被災ごみの排出方法についてご案内いたします。

指定ごみ袋に入るものは、各分別の収集日にそれぞれの指定ごみ袋に入れて排出してください。また、指定ごみ袋に入らない、粗大ごみの排出方法は下記のとおりです。

※被災ごみの無料自己搬入及び戸別収集は、被災された皆様の一日も早い生活再建を支援するために実施しています。対象となるごみは、浸水や損壊等の被害を受けて使用できなくなった、家具・家電製品・畳・布団などの一般家庭から排出されるごみです。

①清掃工場へ自己搬入

- ・無料で搬入が可能です。
- ・事前に廃棄物対策課へごみの内容をご連絡ください。（処理できないものがあります）
- ・清掃工場へ搬入する前に、佐倉市役所 1 号館 5 階廃棄物対策課で手数料免除申請をしていただきます。
- ・搬入にあたって、免許証など住所を証明するものと、被災された状況のわかる写真が必要です。
- ・ごみは分別して搬入してください。

■清掃工場（酒々井リサイクル文化センター 酒々井町墨 1506）
受付時間：平日 8：30～11：30、13：00～16：30

②戸別収集

- ・自己搬入できない方は、無料で戸別収集いたしますので、被災ごみはご自宅の前やご自宅の駐車場など、ダンプ等の収集車両が積み込みやすい場所に出してください。
 - ・廃棄物対策課に電話でご予約ください。その際、ごみの内容、排出量、ご住所、お名前、お電話番号を伺います。ただし、収集日の指定はできません。
 - ・出される際は、ごみを分別していただくのと、間違えてごみ以外のものを持っていかないよう、貼り紙やビニール紐等で、被災ごみとわかるようにしていただけると助かります。
 - ・指定ごみ袋に入るものは、それぞれのごみの収集日に集積所に排出してください。
 - ・戸別収集日については、地域によって差が生じることがありますのでご理解をお願いいたします。
- ※石膏ボード及びグラスウールにつきましては、適正な処理のため分別して収集する必要があることから、受入れ・収集体制が整い次第、改めてご案内いたします。

◎自己搬入、戸別収集の減免期間は、10月中旬を目途としています。

ごみについてのお問い合わせ先
廃棄物対策課
電話 484-6149・484-4202